

広島県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十三年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道東広島向原線	東広島市福富町上竹仁字大井手六〇〇番一地从り 東広島市福富町上竹仁字大井手六一二番二地先まで	平成二十三年三月一日